

町営住宅

町営住宅入居者募集

町営住宅入居者を次の要領で募集します。

募集対象住宅

	住宅名	住所	住宅の階層	床面積	部屋数	トイレ
①	義農アパート121号	筒井1360	3階建の3階	39.66㎡	2DK	水洗
②	江川住宅107号	筒井1260	4階建の3階	64.00㎡	3DK	水洗
③	江川住宅208号	筒井1260	3階建の2階	60.70㎡	3DK	水洗

※各住宅の家賃は入居者の所得状況などにより算定し、別に共益費が必要で
 ※①の住宅は浴室はなく、②・③の住宅は浴室がありますが浴槽・給湯設備は入居者負担となります。

入居申込資格

- ① 町内に住所又は勤務場所を有する方。
 - ② 現に同居し、又は同居しようとする親族（事実上婚姻関係と同様の事情にある方や近く婚姻する婚約者を含む。）があること。ただし、家族を故意又は不自然に分割又は合併する世帯の申込みはできない。
 - ③ 特別として次に該当する方は単身入居が認められます。（等級などで認められない場合もあります。）
 - ④ 50歳以上の方
 - ⑤ 身体障害者（1～4級）の方
 - ⑥ 生活保護者
 - ⑦ その他、戦傷病者手帳の交付を受けている方・原子爆弾被爆者の認定を受けている方・海外引揚者など
 - ⑧ 入居しようとする世帯員の収入合算額が、法令で定められた基準内であること。
 - ⑨ 現在、住宅に困窮していることが明らかな方。
- 以上の条件をすべて満たす方。

申込書の交付及び受付期間

8月12日（月）から8月23日（金）までの執務時間中。
 ※申込書に、世帯全員の住民

票の写し及び所得を証明する書類の添付が必要です。
 ※抽選日、抽選会場、申込資格の有無などは、後日申込者に直接お知らせします。

申込み・問い合わせ

役場まちづくり課
 町営住宅係
 ☎985-4122

下水道

受益者負担金について

下水道の施設は、道路や公園のように一般の公共施設と違って、利用者が特定の方に限られます。したがって、公共下水道が整備されることにより、区域内の利益を受ける方に、投入した工事費の一部を負担していただくのが、受益者負担金制度です。

受益者負担金を納めていただく方（受益者）

下水道施工区域内に土地を持っている方に、土地の面積に応じて一度限りご負担いただきます。

ただし、その土地が地上権、賃借権などの目的となっていない場合は、権利者が受益者になります。

受益者負担金額

賦課は番地ごとに行い、1㎡あたり350円を乗じて得た額が負担金額となります。ただし、上限額は15万円です。納付方法は、一括納付と分割納付ができ、年4回の4年間、計16回となります。納期は8・10・12・翌2月の4期になります。

ただし、初年度の8月に一括納付する場合は約1割の報奨金が出ます。

問い合わせ
 役場下水道課業務係
 ☎985-4126

生活環境

犬を飼う時の約束

犬の放し飼いや、飼い主には好ましく聞こえる愛犬の声も近所迷惑になります。犬の散歩のときは引き綱をつけて、

ビニール袋などフン入れを携帯し、犬のフンは飼い主の責任で必ず始末しましょう。

犬の登録と狂犬病予防注射

生後91日以上飼育する犬は、必ず生涯一度の登録と毎年1回の狂犬病予防注射を受けなければなりません。

万一、犬にかまれたときは、松山中央保健所生活衛生課（☎931-8783）へ届け出るとともに、獣医師に狂犬病の有無の検査をうけてください。

犬が飼えなくなったとき

飼い犬を捨てると、野良犬の被害が出るなど大勢の方の迷惑となります。飼えなくなった犬は役場生活環境課で引き取ります。（執務時間中）

飼い犬の死亡などの届出

次のような場合、飼い主は印鑑、犬の鑑札と狂犬病予防注射済票をお持ちのうえ、速やかに役場生活環境課へ届出を出してください。

犬の死亡、所在地変更、所有者変更
 問い合わせ
 役場生活環境課生活環境係

☎985-4117